

取組事例

取組を行った待遇							
基本給	賞与	手当	退職金	福利厚生	休暇・ 休職制度	教育訓練	その他
○	○	○			○		

基本情報

企業名	社会福祉法人総合施設美吉野園
業種	医療・福祉業
所在地	吉野郡大淀町
職員数 (2020/7/1 時点)	正職員:175名 パートタイム労働者・有期雇用労働者:66名 無期雇用フルタイム労働者:14名
事業概要	創立 72 周年を迎え、老人福祉サービス事業、障害福祉サービス事業、在宅サービス事業などの事業を行っています。 「ご利用者にやすらぎと幸せを」「職員はまごころと向上を」を経営理念とし日々ご利用者の介護や支援に取り組んでいます。

取組のポイント・概要

背景	法改正に対応するため、パートタイム労働者の制度の見直しが必要との判断に至った。
----	---

検討 プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ① 労働者の雇用形態を確認（現状の把握）。 ② 待遇状況を確認（短時間勤務者、有期雇用労働者の区分ごとに、職務内容や賃金（賞与・手当を含む）、福利厚生などの待遇について、常勤職員との違いの確認）。 ③ 待遇に違いがある場合、違いを設けている理由を確認。 ④ 待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」ことを整理（明文化）。 ⑤ 待遇の違いが「不合理である」内容については、見直し、改善を行う。 ⑥ 労働者の意見も聴取し、パートタイム・有期雇用労働法の施行までに改善計画を立て就業規則の再整備を行う
------------	--

待遇	パートタイム労働者・有期雇用労働者に対する支給状況	
	取組前	取組後
基本給	3年に1回の昇給	毎年1回の昇給
賞与	扶養内勤務者：支給無	扶養内勤務者を含む全職員に対し、賞与を支給（支給基準に合理的な差）
(扶養・住宅)手当	常勤同様勤務者以外：支給無	対象となる全職員に対し、形態に関係なく手当を支給（支給基準に合理的な差）
休暇・休職制度	常勤同様勤務者以外：特別休暇(子育て支援等休暇)の付与無	対象となる全職員に対し、形態に関係なく休暇を付与（支給基準に合理的な差）

効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職率の低下(人材確保率アップ)が見込まれる。 ・ 職員満足度アップ（期待や働き甲斐）、モチベーション維持向上。 ・ 非正規職員の生産性向上が期待できる。 ・ 優秀な人材を確保・採用しやすくなる。 ・ 業務の再見直しをすることができた。
----	--

課題

人件費が高騰した。

(直近 R2.6 月賞与実績：パートタイム労働者 最高 12 倍 UP)